

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月25日
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	eMAXIS 国内債券インデックス
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

e M A X I S 国内債券インデックス（「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託です。

当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（略称：e国内債）

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <http://www.am.mufg.jp/>

e M A X I S 専用サイト <http://emaxis.muam.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。

毎営業日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。以下、同じ。

### （５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

### （６）【申込単位】

申込単位は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については1口単位とします。

### （７）【申込期間】

平成26年4月26日から平成27年4月24日までです。

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034(受付時間:毎営業日の9:00~17:00)

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社とします。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(12)【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、NOMURA - B P I 総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券		
追加型	内外	不動産投信	MRF	特殊型 ( )
		その他資産 ( )	ETF	
		資産複合		

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))					その他 (NOMURA - B P I 総合)	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
資産複合 ( )						その他 ( )

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東(中東)	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

わが国の債券市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 1 NOMURA－BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

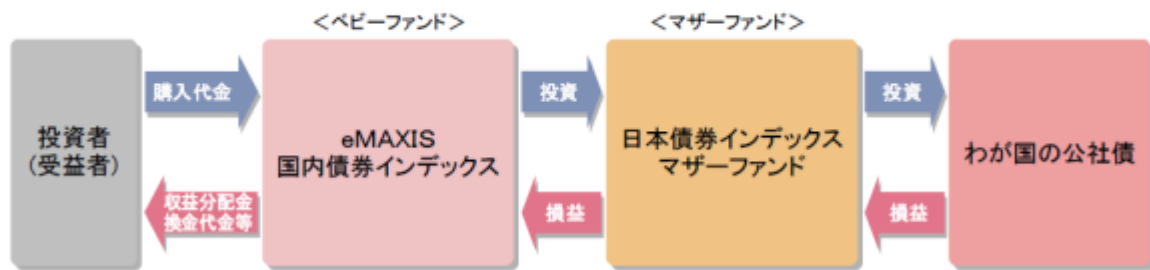
- NOMURA－BPI総合をベンチマークとします。

### 2 「日本債券インデックスマザーファンド」を通じて、わが国の公社債に実質的な投資を行います。

- 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

## ファンドの仕組み

運用は主に日本債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



## 主な投資制限

デリバティブ デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

## 分配方針

- 年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

NOMURA－BPI総合とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA－BPI総合は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

平成21年10月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等



販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
お申込金 収益分配金、解約代金等	
<b>受託会社（受託者）</b> 三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	<b>委託会社（委託者）</b> 三菱UFJ投信株式会社
信託財産の保管・管理等を行います。	
投資 損益	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。
マザーファンド	
投資 損益	
有価証券等	

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況

## ・ 資本金

2,000百万円（平成26年2月末現在）

## ・ 沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

## ・ 大株主の状況（平成26年2月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に実質的な投資を行い、NOMURA-BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2)【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り、）

a. 有価証券先物取引等

b. スワップ取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券インデックスマザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
  11. コマーシャル・ペーパー
  12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの
  14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16. において同じ。)で16. で定めるもの以外のもの
  16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16. において同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
  17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
  19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに13. および19. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに16. の証券ならびに13. および19. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 金融商品の指図範囲
- この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

#### <日本債券インデックスマザーファンドの概要>

##### (基本方針)

この投資信託は、NOMURA - B P I総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。

##### (運用方法)

###### 投資対象

NOMURA - B P I総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。

###### 投資態度

投資成果をNOMURA - BPI総合の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。
- ・ 銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

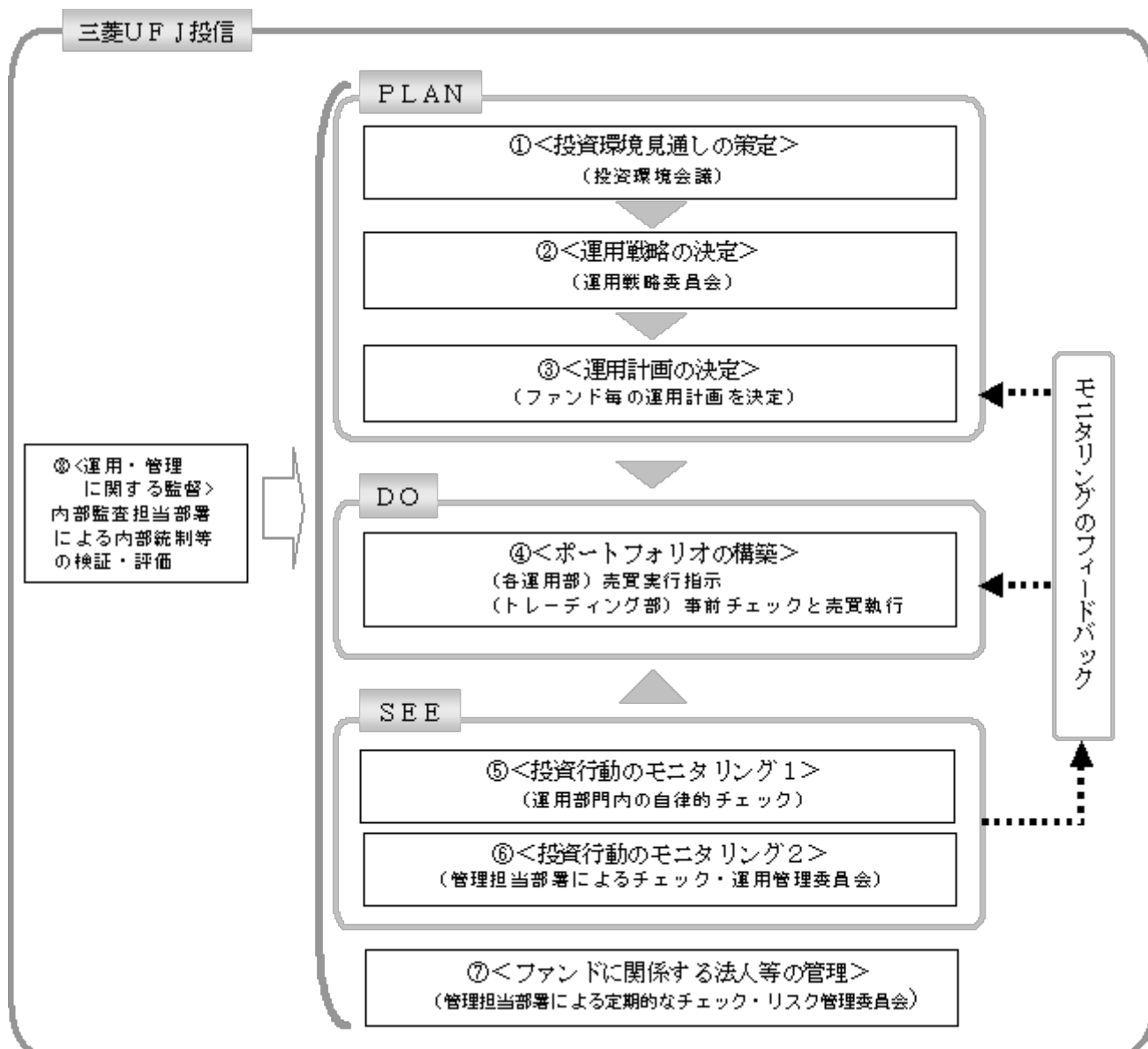
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

## (3) 【運用体制】



## 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

## 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

## 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

## ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

## 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

## 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

## ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(5名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成26年4月26日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### (5)【投資制限】

##### < 信託約款に定められた投資制限 >

##### 株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

##### 新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下a.およびb.において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

##### 同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### 同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権( に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権( 5. に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### 有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含み、)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

#### 有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### < その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・ デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)



一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- 当ファンドは、NOMURA - B P I総合の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因によりカイ離を生じることがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 市場リスク

##### (価格変動リスク)

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

#### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.432% (税抜 年0.4%)

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

取扱純資産総額(注)	委託会社	販売会社	受託会社
50億円未満の部分	年0.189% (税抜 年0.175%)	年0.189% (税抜 年0.175%)	年0.054% (税抜 年0.05%)
50億円以上100億円未満の部分	年0.1782% (税抜 年0.165%)	年0.1998% (税抜 年0.185%)	年0.054% (税抜 年0.05%)
100億円以上の部分	年0.1674% (税抜 年0.155%)	年0.2106% (税抜 年0.195%)	年0.054% (税抜 年0.05%)

(注) 各販売会社における取扱純資産総額に応じて配分されます。

信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額(「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

(\*) 「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません)・申告分離課税を選択することもできます。

#### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成26年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成26年2月28日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,062,661,970	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		205,122	0.01
純資産総額		4,062,867,092	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成26年2月28日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	日本債券インデックスマザー ファンド	親投資信託 受益証券		3,302,708,699	1.2267 1.2301	4,051,689,747 4,062,661,970		99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成26年2月28日現在

種類/業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成26年2月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成22年1月26日)	145,216,161 (分配付) 145,216,161 (分配落)	10,093 (分配付) 10,093 (分配落)
第2計算期間末日 (平成23年1月26日)	875,858,818 (分配付) 875,858,818 (分配落)	10,237 (分配付) 10,237 (分配落)
第3計算期間末日 (平成24年1月26日)	1,335,815,590 (分配付) 1,335,815,590 (分配落)	10,449 (分配付) 10,449 (分配落)
第4計算期間末日 (平成25年1月28日)	2,131,482,986 (分配付) 2,131,482,986 (分配落)	10,621 (分配付) 10,621 (分配落)
第5計算期間末日 (平成26年1月27日)	3,893,000,266 (分配付) 3,893,000,266 (分配落)	10,834 (分配付) 10,834 (分配落)
平成25年2月末日	2,220,118,806	10,704
3月末日	2,289,589,439	10,816
4月末日	2,284,580,586	10,760
5月末日	2,252,860,237	10,631
6月末日	2,293,303,113	10,632
7月末日	2,346,541,183	10,657
8月末日	2,399,841,771	10,700
9月末日	3,672,009,479	10,752
10月末日	3,741,971,310	10,810

11月末日	3,793,854,224	10,817
12月末日	3,740,265,171	10,757
平成26年 1月末日	3,903,752,184	10,837
2月末日	4,062,867,092	10,859

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.93
第2計算期間	1.42
第3計算期間	2.07
第4計算期間	1.64
第5計算期間	2.00

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	185,417,737	41,539,959	143,877,778
第2計算期間	1,369,924,252	658,211,663	855,590,367
第3計算期間	2,496,998,461	2,074,218,511	1,278,370,317
第4計算期間	8,589,098,108	7,860,540,057	2,006,928,368
第5計算期間	5,012,312,657	3,425,930,267	3,593,310,758

&lt; 参考 &gt;

「日本債券インデックスマザーファンド」

(1) 投資状況

平成26年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	212,071,227,340	78.35
地方債証券	日本	16,469,194,509	6.08
特殊債券	日本	25,083,447,009	9.27
社債券	日本	15,756,028,560	5.82
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,304,842,421	0.48
純資産総額		270,684,739,839	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

平成26年2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引 (買建)	290,340,000	0.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成26年2月28日現在

国/ 地域	銘柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	第116回利付国債(5年)	国債証券		4,640,000	99.98 100.1180	4,639,252,200 4,645,475,200	0.200000 2018/12/20	1.72
日本	第285回利付国債(10年)	国債証券		3,818,000	105.50 104.8870	4,028,142,720 4,004,585,660	1.700000 2017/03/20	1.48
日本	第332回利付国債(10年)	国債証券		3,820,000	99.68 100.1850	3,807,946,000 3,827,067,000	0.600000 2023/12/20	1.41
日本	第281回利付国債(10年)	国債証券		3,143,000	105.55 104.4000	3,317,719,370 3,281,292,000	2.000000 2016/06/20	1.21
日本	第329回利付国債(10年)	国債証券		3,060,000	100.37 102.3460	3,071,541,000 3,131,787,600	0.800000 2023/06/20	1.16
日本	第287回利付国債(10年)	国債証券		2,940,000	106.54 105.8950	3,132,389,000 3,113,313,000	1.900000 2017/06/20	1.15
日本	第284回利付国債(10年)	国債証券		2,946,000	105.21 104.4920	3,099,486,600 3,078,334,320	1.700000 2016/12/20	1.14
日本	第276回利付国債(10年)	国債証券		2,990,000	103.74 102.7460	3,101,826,000 3,072,105,400	1.600000 2015/12/20	1.13
日本	第270回利付国債(10年)	国債証券		2,989,000	102.44 101.5920	3,061,931,600 3,036,584,880	1.300000 2015/06/20	1.12
日本	第325回利付国債(10年)	国債証券		2,885,000	100.59 102.7110	2,902,195,400 2,963,212,350	0.800000 2022/09/20	1.09
日本	第328回利付国債(10年)	国債証券		2,910,000	98.05 100.6910	2,853,255,000 2,930,108,100	0.600000 2023/03/20	1.08
日本	第106回利付国債(5年)	国債証券		2,880,000	99.65 100.2820	2,870,028,400 2,888,121,600	0.200000 2017/09/20	1.07
日本	第115回利付国債(5年)	国債証券		2,490,000	100.04 100.1570	2,491,041,600 2,493,909,300	0.200000 2018/09/20	0.92
日本	第283回利付国債(10年)	国債証券		2,382,000	105.25 104.3730	2,507,055,000 2,486,164,860	1.800000 2016/09/20	0.92
日本	第96回利付国債(5年)	国債証券		2,370,000	100.94 100.8670	2,392,449,000 2,390,547,900	0.500000 2016/03/20	0.88
日本	第279回利付国債(10年)	国債証券		2,155,000	105.19 103.9380	2,266,844,500 2,239,863,900	2.000000 2016/03/20	0.83
日本	第113回利付国債(5年)	国債証券		2,190,000	100.15 100.6400	2,193,483,300 2,204,016,000	0.300000 2018/06/20	0.81
日本	第308回利付国債(10年)	国債証券		2,024,000	105.15 106.5740	2,128,418,160 2,157,057,760	1.300000 2020/06/20	0.80
日本	第310回利付国債(10年)	国債証券		2,006,000	102.96 104.6960	2,065,377,600 2,100,201,760	1.000000 2020/09/20	0.78
日本	第102回利付国債(5年)	国債証券		2,020,000	100.31 100.5850	2,026,372,400 2,031,817,000	0.300000 2016/12/20	0.75
日本	第323回利付国債(10年)	国債証券		1,905,000	101.53 103.5980	1,934,146,500 1,973,541,900	0.900000 2022/06/20	0.73

日本	第305回利付国債(10年)	国債証券	1,768,000	105.24 106.3030	1,860,731,600 1,879,437,040	1.300000 2019/12/20	0.69
日本	第319回利付国債(10年)	国債証券	1,759,000	103.41 105.2530	1,818,981,900 1,851,400,270	1.100000 2021/12/20	0.68
日本	第303回利付国債(10年)	国債証券	1,715,000	105.86 106.6420	1,815,499,000 1,828,910,300	1.400000 2019/09/20	0.68
日本	第273回利付国債(10年)	国債証券	1,788,000	103.17 102.2110	1,844,679,600 1,827,532,680	1.500000 2015/09/20	0.68
日本	第296回利付国債(10年)	国債証券	1,700,000	106.04 106.0740	1,802,680,000 1,803,258,000	1.500000 2018/09/20	0.67
日本	第306回利付国債(10年)	国債証券	1,648,000	105.85 107.0700	1,744,440,960 1,764,513,600	1.400000 2020/03/20	0.65
日本	第328回利付国債(2年)	国債証券	1,760,000	99.93 100.0350	1,758,906,000 1,760,616,000	0.100000 2015/05/15	0.65
日本	第108回利付国債(5年)	国債証券	1,730,000	99.10 99.8860	1,714,439,800 1,728,027,800	0.100000 2017/12/20	0.64
日本	第93回利付国債(5年)	国債証券	1,670,000	100.89 100.7710	1,684,864,700 1,682,875,700	0.500000 2015/12/20	0.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成26年2月28日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	78.35
地方債証券	6.08
特殊債券	9.27
社債券	5.82
合計	99.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

平成26年2月28日現在

資産の種類	取引所名	建別	数量	簿価(円)	評価額(円)	投資比率 (%)
債券先物取引						
長期国債先物14年03月限	東京証券取引所	買建	2	290,342,100	290,340,000	0.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。



[ 参考情報 ]

## 運用実績

### 1 基準価額・純資産の推移(設定日～2014年2月28日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したもものとして計算

### 2 分配の推移

2014年1月	0円
2013年1月	0円
2012年1月	0円
2011年1月	0円
2010年1月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

### 3 主要な資産の状況(2014年2月28日現在)

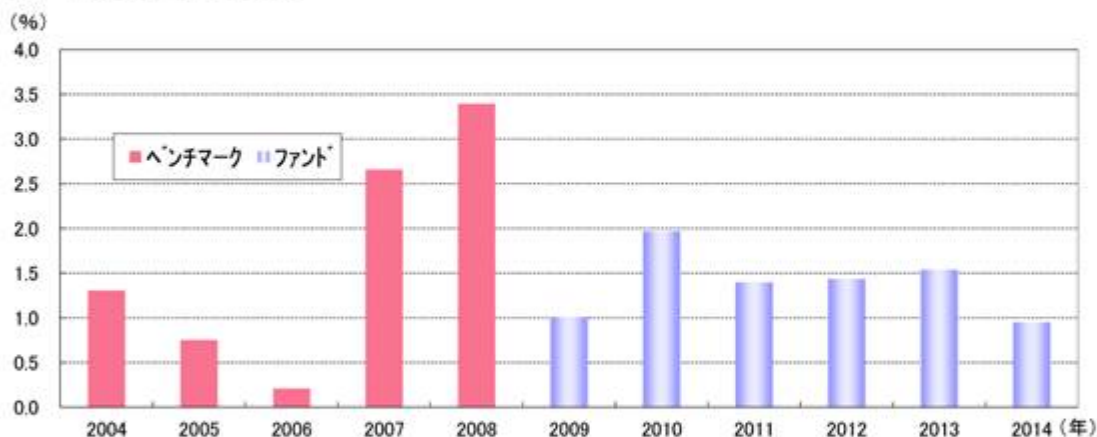
種別構成	比率
国債	78.3%
地方債	6.1%
特殊債	9.3%
社債	5.8%
コールローン他 (負債控除後)	0.5%
合計	100.0%

	組入上位銘柄	種別	比率
1	第116回利付国債(5年)	国債	1.7%
2	第285回利付国債(10年)	国債	1.5%
3	第332回利付国債(10年)	国債	1.4%
4	第281回利付国債(10年)	国債	1.2%
5	第329回利付国債(10年)	国債	1.2%
6	第287回利付国債(10年)	国債	1.2%
7	第284回利付国債(10年)	国債	1.1%
8	第276回利付国債(10年)	国債	1.1%
9	第270回利付国債(10年)	国債	1.1%
10	第325回利付国債(10年)	国債	1.1%

その他資産の状況	比率
債券先物取引(買建)	0.1%

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### 4 年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2009年は設定日から年末までの、2014年は2月28日までの収益率を表示
- ・2008年以前はベンチマークの年間収益率を表示

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> eMAXIS専用サイト <a href="http://emaxis.muam.jp/">http://emaxis.muam.jp/</a>
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎたの申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	販売会社が定める単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

解約請求 受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求(当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを)を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、2億口または2億円超の解約請求については正午までをお願いいたします。 詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして扱います。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の 算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
基準価額の 算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の 照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> eMAXIS専用サイト <a href="http://emaxis.muam.jp/">http://emaxis.muam.jp/</a>

#### (2)【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

#### (3)【信託期間】

信託期間	平成21年10月28日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

## (4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年1月27日から翌年1月26日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

## (5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更等	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還、信託約款の変更のうち重大な内容の変更または併合について、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。 併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。
反対者の買取請求権	委託会社がファンドの任意償還、信託約款について重大な内容の変更または併合を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成25年1月29日から平成26年1月27日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【eMAXIS 国内債券インデックス】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 [平成25年1月28日現在]	第5期 [平成26年1月27日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	105,028,880	24,003,100
親投資信託受益証券	2,131,269,844	3,892,611,997
未収入金	23,831,578	19,997,822
未収利息	275	40
流動資産合計	2,260,130,577	3,936,612,959
資産合計	2,260,130,577	3,936,612,959
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	124,139,061	36,522,867
未払受託者報酬	559,945	880,518
未払委託者報酬	3,919,528	6,163,582
その他未払費用	29,057	45,726
流動負債合計	128,647,591	43,612,693
負債合計	128,647,591	43,612,693
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,200,928,368	1,359,310,758
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	124,554,618	299,689,508
(分配準備積立金)	21,404,703	42,905,597
元本等合計	2,131,482,986	3,893,000,266
純資産合計	2,131,482,986	3,893,000,266
負債純資産合計	2,260,130,577	3,936,612,959

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 4 期	第 5 期
	自 平成24年 1月27日 至 平成25年 1月28日	自 平成25年 1月29日 至 平成26年 1月27日
<b>営業収益</b>		
受取利息	40,989	18,472
有価証券売買等損益	35,692,509	69,963,425
営業収益合計	35,733,498	69,981,897
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	953,916	1,465,775
委託者報酬	6,677,236	10,260,304
その他費用	49,474	76,097
営業費用合計	7,680,626	11,802,176
営業利益	28,052,872	58,179,721
経常利益	28,052,872	58,179,721
当期純利益	28,052,872	58,179,721
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	25,368,798	15,871,196
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	57,445,273	124,554,618
剰余金増加額又は欠損金減少額	488,750,472	356,518,565
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	488,750,472	356,518,565
剰余金減少額又は欠損金増加額	424,325,201	223,692,200
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	424,325,201	223,692,200
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	124,554,618	299,689,508



## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月26日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成25年1月29日から平成26年1月27日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	第4期 [平成25年1月28日現在]	第5期 [平成26年1月27日現在]
1 期首元本額	1,278,370,317円	2,006,928,368円
期中追加設定元本額	8,589,098,108円	5,012,312,657円
期中一部解約元本額	7,860,540,057円	3,425,930,267円
2 受益権の総数	2,006,928,368口	3,593,310,758口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0621円 (10,621円)	1.0834円 (10,834円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

## 第4期(自平成24年1月27日 至 平成25年1月28日)

## 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	21,281,172円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	103,149,915円
分配準備積立金額	D	123,531円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	124,554,618円
当ファンドの期末残存口数	F	2,006,928,368口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	620円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

## 第5期(自平成25年1月29日 至 平成26年1月27日)

## 1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	29,802,954円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	8,433,410円
収益調整金額	C	256,783,911円
分配準備積立金額	D	4,669,233円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	299,689,508円
当ファンドの期末残存口数	F	3,593,310,758口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	833円
1万口当たり分配金額	H	
収益分配金金額	I=F*H/10,000	

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 (自平成24年1月27日 至平成25年1月28日)	第5期 (自平成25年1月29日 至平成26年1月27日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左  同 左  同 左

3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同 左
------------------	---	-----

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 4 期 [ 平成25年1月28日現在 ]	第 5 期 [ 平成26年1月27日現在 ]
	1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第 4 期 [ 平成25年1月28日現在 ]	第 5 期 [ 平成26年1月27日現在 ]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	20,109,676	67,901,773
合計	20,109,676	67,901,773

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	日本債券インデックスマザーファンド	3,172,980,109	3,892,611,997	
	親投資信託受益証券 小計	3,172,980,109	3,892,611,997	
合計		3,172,980,109	3,892,611,997	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。  
貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「日本債券インデックスマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[ 平成25年1月28日現在 ]	[ 平成26年1月27日現在 ]
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,832,296,148	1,849,952,833
国債証券	159,190,620,290	213,666,495,590
地方債証券	14,025,688,182	16,587,148,094
特殊債券	21,470,772,345	26,434,792,782
社債券	14,639,518,530	16,449,658,240
派生商品評価勘定	5,901,600	5,290,550
未収入金		157,881,000
未収利息	759,836,205	835,520,241
前払費用	32,781,086	20,756,744
差入委託証拠金	3,120,000	4,860,000
流動資産合計	211,960,534,386	276,012,356,074
資産合計	211,960,534,386	276,012,356,074
負債の部		
流動負債		
前受金	7,910,000	5,120,000
未払金	549,186,518	137,751,733
未払解約金	27,540,578	238,582,457
流動負債合計	584,637,096	381,454,190
負債合計	584,637,096	381,454,190
純資産の部		
元本等		
元本	1 176,492,322,675	224,674,610,828
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	34,883,574,615	50,956,291,056
元本等合計	211,375,897,290	275,630,901,884
純資産合計	211,375,897,290	275,630,901,884
負債純資産合計	211,960,534,386	276,012,356,074

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月13日から翌年5月12日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は個別法に基づき、金融商品取引所等における清算値段で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[ 平成25年1月28日現在 ]	[ 平成26年1月27日現在 ]
1 期首	平成24年1月27日	平成25年1月29日
期首元本額	165,752,517,161円	176,492,322,675円
期首からの追加設定元本額	28,262,456,754円	77,667,126,104円
期首からの一部解約元本額	17,522,651,240円	29,484,837,951円
元本の内訳*		
ファンド・マネジャー（国内債券）	201,140,214円	6,607,119,733円
eMAXIS 国内債券インデックス	1,779,617,439円	3,172,980,109円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	82,037,215円	295,584,871円
eMAXIS バランス（波乗り型）	9,240,111円	34,012,010円
コアバランス		1,645,404円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式抑制型）		130,861,282円
三菱UFJ バランス・イノベーション（株式重視型）		16,192,901円
三菱UFJ バランス・イノベーション（新興国投資型）		7,125,338円
三菱UFJ バランスファンド45VA（適格機関投資家限定）	54,506,116,734円	64,675,903,359円
三菱UFJ バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	18,595,979,625円	18,916,512,769円
三菱UFJ バランスファンドVA 20型（適格機関投資家限定）	3,507,702,721円	2,980,083,573円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型（適格機関投資家限定）	9,190,839,984円	8,823,881,145円
MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	24,738,924,258円	58,430,693,704円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型（適格機関投資家限定）	20,064,179,474円	19,140,161,354円

三菱UFJ バランスファンドVA 75型(適格機関投資家限定)	6,395,215,321円	6,335,835,020円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	4,427,653,979円	3,615,896,713円
三菱UFJ バランスファンドVA 45型(適格機関投資家限定)	1,117,325,992円	1,144,163,457円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	484,947,181円	367,734,265円
三菱UFJ バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	7,784,114,750円	7,264,022,053円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	5,399,803,430円	5,112,076,512円
三菱UFJ グローバル型バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	11,652,726円	51,261,245円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	265,515,738円	189,487,114円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	395,581,444円	371,783,709円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	334,037,581円	360,517,016円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	267,896,360円	282,565,796円
三菱UFJ 日本債券インデックスファンドVA	126,078,685円	59,354,886円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	1,350,638,449円	852,062,286円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	3,210,130,255円	2,449,563,525円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	1,403,259,050円	985,391,530円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	2,101,323,657円	1,712,506,168円
三菱UFJ <DC>日本債券インデックスファンド	1,663,437,764円	2,041,180,466円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)	1,751,366,541円	1,857,732,486円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)	3,190,120,707円	3,734,493,223円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)	1,440,676,228円	1,753,136,744円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)	695,769,062円	901,089,062円
(合計)	176,492,322,675円	224,674,610,828円
2 受益権の総数	176,492,322,675口	224,674,610,828口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1976円 (11,976円)	1.2268円 (12,268円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	(自平成24年1月27日 至平成25年1月28日)	(自平成25年1月29日 至平成26年1月27日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成25年1月28日現在]	[平成26年1月27日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表(金融商品に関する注記)に記載しております。	同左

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	[ 平成25年1月28日現在 ]	[ 平成26年1月27日現在 ]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	353,888,990	2,262,681,110
地方債証券	14,222,274	113,007,386
特殊債券	8,203,573	171,677,208
社債券	93,832,450	74,363,980
合計	237,630,693	2,621,729,684

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

## 取引の時価等に関する事項

## 債券関連

区 分	種 類	[ 平成25年1月28日現在 ]			
		契約額等(円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			
市場取引	債券先物取引 買建	1,148,490,000		1,154,400,000	5,910,000
	合 計	1,148,490,000		1,154,400,000	5,910,000

区 分	種 類	[ 平成26年1月27日現在 ]			
		契約額等(円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
		うち1年超			
市場取引	債券先物取引 買建	1,296,460,000		1,301,760,000	5,300,000
	合 計	1,296,460,000		1,301,760,000	5,300,000

## （注）時価の算定方法

- 先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## （1）株式

該当事項はありません。

## （2）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第325回利付国債（2年）	500,000,000	500,100,000	
	第326回利付国債（2年）	1,200,000,000	1,200,264,000	
	第327回利付国債（2年）	1,000,000,000	1,000,240,000	
	第328回利付国債（2年）	1,760,000,000	1,760,440,000	
	第329回利付国債（2年）	1,070,000,000	1,071,679,900	
	第330回利付国債（2年）	1,250,000,000	1,252,087,500	
	第331回利付国債（2年）	530,000,000	530,121,900	
	第332回利付国債（2年）	1,170,000,000	1,170,280,800	
	第333回利付国債（2年）	1,230,000,000	1,230,307,500	
	第334回利付国債（2年）	790,000,000	790,205,400	
	第335回利付国債（2年）	1,070,000,000	1,070,299,600	
	第88回利付国債（5年）	1,000,000,000	1,004,710,000	
	第89回利付国債（5年）	620,000,000	622,709,400	
	第90回利付国債（5年）	1,100,000,000	1,103,278,000	
	第92回利付国債（5年）	1,500,000,000	1,505,280,000	
	第93回利付国債（5年）	1,670,000,000	1,683,076,100	
	第95回利付国債（5年）	330,000,000	333,587,100	
	第96回利付国債（5年）	2,370,000,000	2,390,713,800	
	第97回利付国債（5年）	520,000,000	523,780,400	
	第98回利付国債（5年）	1,000,000,000	1,004,880,000	
第99回利付国債（5年）	120,000,000	120,948,000		
第100回利付国債（5年）	1,070,000,000	1,075,628,200		

第102回利付国債(5年)	2,020,000,000	2,031,049,400
第103回利付国債(5年)	500,000,000	502,810,000
第104回利付国債(5年)	630,000,000	631,575,000
第105回利付国債(5年)	1,530,000,000	1,533,610,800
第106回利付国債(5年)	2,880,000,000	2,886,249,600
第107回利付国債(5年)	1,570,000,000	1,573,030,100
第108回利付国債(5年)	1,730,000,000	1,726,643,800
第109回利付国債(5年)	1,600,000,000	1,595,712,000
第110回利付国債(5年)	1,080,000,000	1,085,983,200
第111回利付国債(5年)	1,500,000,000	1,514,475,000
第112回利付国債(5年)	1,200,000,000	1,211,760,000
第113回利付国債(5年)	2,190,000,000	2,201,913,600
第114回利付国債(5年)	600,000,000	603,174,000
第115回利付国債(5年)	2,490,000,000	2,491,718,100
第116回利付国債(5年)	2,050,000,000	2,050,492,000
第1回利付国債(40年)	275,000,000	329,018,250
第2回利付国債(40年)	410,000,000	469,019,500
第3回利付国債(40年)	453,000,000	518,200,290
第4回利付国債(40年)	548,000,000	626,780,480
第5回利付国債(40年)	615,000,000	669,298,350
第6回利付国債(40年)	400,000,000	423,780,000
第268回利付国債(10年)	3,102,000,000	3,152,035,260
第270回利付国債(10年)	2,989,000,000	3,039,364,650
第273回利付国債(10年)	1,788,000,000	1,829,445,840
第276回利付国債(10年)	2,990,000,000	3,075,484,100
第279回利付国債(10年)	2,155,000,000	2,242,773,150
第281回利付国債(10年)	3,143,000,000	3,285,692,200
第283回利付国債(10年)	3,282,000,000	3,428,967,960
第284回利付国債(10年)	2,946,000,000	3,080,956,260
第285回利付国債(10年)	3,818,000,000	4,007,143,720
第287回利付国債(10年)	2,940,000,000	3,116,106,000
第288回利付国債(10年)	996,000,000	1,052,473,200
第289回利付国債(10年)	1,403,000,000	1,476,531,230
第291回利付国債(10年)	1,000,000,000	1,047,060,000
第292回利付国債(10年)	1,064,000,000	1,131,564,000
第293回利付国債(10年)	961,000,000	1,029,240,610
第295回利付国債(10年)	360,000,000	380,858,400
第296回利付国債(10年)	1,700,000,000	1,803,683,000
第297回利付国債(10年)	946,000,000	1,001,454,520
第298回利付国債(10年)	1,240,000,000	1,306,687,200
第299回利付国債(10年)	450,000,000	475,290,000
第300回利付国債(10年)	1,257,000,000	1,340,427,090
第301回利付国債(10年)	482,000,000	515,132,680
第302回利付国債(10年)	1,150,000,000	1,222,921,500
第303回利付国債(10年)	1,715,000,000	1,827,246,750
第304回利付国債(10年)	800,000,000	847,904,000
第305回利付国債(10年)	1,768,000,000	1,876,838,080
第306回利付国債(10年)	1,648,000,000	1,761,481,280
第307回利付国債(10年)	660,000,000	701,461,200
第308回利付国債(10年)	2,024,000,000	2,153,576,480
第309回利付国債(10年)	950,000,000	998,573,500
第310回利付国債(10年)	2,006,000,000	2,095,367,300
第311回利付国債(10年)	440,000,000	453,877,600
第312回利付国債(10年)	1,230,000,000	1,300,774,200
第313回利付国債(10年)	1,659,000,000	1,765,657,110
第314回利付国債(10年)	830,000,000	871,823,700
第315回利付国債(10年)	1,563,000,000	1,652,137,890
第316回利付国債(10年)	1,210,000,000	1,270,330,600
第317回利付国債(10年)	647,000,000	679,065,320
第318回利付国債(10年)	620,000,000	645,903,600
第319回利付国債(10年)	1,759,000,000	1,845,402,080
第320回利付国債(10年)	650,000,000	676,721,500
第321回利付国債(10年)	1,405,000,000	1,462,211,600
第322回利付国債(10年)	600,000,000	619,734,000
第323回利付国債(10年)	1,905,000,000	1,965,540,900
第324回利付国債(10年)	750,000,000	767,805,000
第325回利付国債(10年)	2,885,000,000	2,950,576,050
第326回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,215,768,000
第327回利付国債(10年)	1,510,000,000	1,542,646,200
第328回利付国債(10年)	2,910,000,000	2,918,846,400

第329回利付国債(10年)	3,060,000,000	3,119,914,800
第330回利付国債(10年)	1,300,000,000	1,323,088,000
第331回利付国債(10年)	1,120,000,000	1,118,969,600
第332回利付国債(10年)	1,200,000,000	1,196,640,000
第1回利付国債(30年)	76,000,000	94,566,800
第2回利付国債(30年)	98,000,000	116,022,200
第3回利付国債(30年)	117,000,000	136,882,980
第4回利付国債(30年)	127,000,000	159,767,270
第5回利付国債(30年)	108,000,000	123,918,120
第6回利付国債(30年)	169,000,000	198,610,490
第7回利付国債(30年)	164,000,000	189,367,520
第8回利付国債(30年)	142,000,000	151,700,020
第9回利付国債(30年)	116,000,000	116,000,000
第10回利付国債(30年)	185,000,000	175,037,750
第11回利付国債(30年)	137,000,000	143,048,550
第12回利付国債(30年)	150,000,000	166,431,000
第13回利付国債(30年)	205,000,000	223,439,750
第14回利付国債(30年)	493,000,000	570,889,070
第15回利付国債(30年)	346,000,000	406,688,400
第16回利付国債(30年)	232,000,000	272,646,400
第17回利付国債(30年)	267,000,000	309,153,960
第18回利付国債(30年)	517,000,000	589,524,760
第19回利付国債(30年)	303,000,000	345,610,890
第20回利付国債(30年)	245,000,000	288,561,000
第21回利付国債(30年)	309,000,000	352,640,070
第22回利付国債(30年)	370,000,000	436,566,700
第23回利付国債(30年)	254,000,000	299,582,840
第24回利付国債(30年)	301,000,000	355,173,980
第25回利付国債(30年)	352,000,000	402,036,800
第26回利付国債(30年)	604,000,000	701,582,240
第27回利付国債(30年)	530,000,000	626,868,100
第28回利付国債(30年)	641,000,000	759,296,550
第29回利付国債(30年)	670,000,000	782,003,900
第30回利付国債(30年)	826,000,000	948,347,120
第31回利付国債(30年)	828,000,000	934,464,240
第32回利付国債(30年)	759,000,000	873,001,800
第33回利付国債(30年)	1,044,000,000	1,133,648,280
第34回利付国債(30年)	936,000,000	1,057,258,800
第35回利付国債(30年)	1,069,000,000	1,160,955,380
第36回利付国債(30年)	999,000,000	1,084,943,970
第37回利付国債(30年)	957,000,000	1,017,377,130
第38回利付国債(30年)	675,000,000	701,824,500
第39回利付国債(30年)	640,000,000	679,737,600
第40回利付国債(30年)	590,000,000	612,490,800
第41回利付国債(30年)	170,000,000	172,563,600
第30回利付国債(20年)	876,000,000	927,981,840
第32回利付国債(20年)	77,000,000	82,945,170
第33回利付国債(20年)	36,000,000	39,513,600
第35回利付国債(20年)	117,000,000	128,647,350
第36回利付国債(20年)	201,000,000	221,823,600
第38回利付国債(20年)	400,000,000	441,936,000
第40回利付国債(20年)	601,000,000	659,789,820
第42回利付国債(20年)	869,000,000	975,539,400
第43回利付国債(20年)	74,000,000	85,073,360
第44回利付国債(20年)	480,000,000	545,275,200
第47回利付国債(20年)	114,000,000	128,067,600
第48回利付国債(20年)	209,000,000	239,566,250
第49回利付国債(20年)	515,000,000	577,397,400
第51回利付国債(20年)	200,000,000	223,054,000
第52回利付国債(20年)	214,000,000	240,625,880
第54回利付国債(20年)	480,000,000	544,833,600
第55回利付国債(20年)	241,000,000	270,117,620
第56回利付国債(20年)	449,000,000	504,033,930
第58回利付国債(20年)	147,000,000	163,978,500
第59回利付国債(20年)	589,000,000	647,782,200
第61回利付国債(20年)	289,000,000	300,051,360
第63回利付国債(20年)	442,000,000	490,885,200
第64回利付国債(20年)	441,000,000	494,149,320
第65回利付国債(20年)	318,000,000	356,761,020
第66回利付国債(20年)	500,000,000	555,755,000

第68回利付国債(20年)	846,000,000	974,879,640
第70回利付国債(20年)	522,000,000	612,984,600
第71回利付国債(20年)	160,000,000	184,673,600
第72回利付国債(20年)	534,000,000	611,974,680
第73回利付国債(20年)	350,000,000	397,852,000
第74回利付国債(20年)	368,000,000	422,268,960
第75回利付国債(20年)	735,000,000	843,927,000
第76回利付国債(20年)	200,000,000	225,494,000
第78回利付国債(20年)	410,000,000	462,381,600
第80回利付国債(20年)	315,000,000	362,089,350
第82回利付国債(20年)	662,000,000	761,756,780
第83回利付国債(20年)	423,000,000	486,932,220
第84回利付国債(20年)	410,000,000	467,477,900
第86回利付国債(20年)	725,000,000	851,904,000
第87回利付国債(20年)	140,000,000	162,944,600
第88回利付国債(20年)	504,000,000	592,890,480
第89回利付国債(20年)	340,000,000	395,882,400
第91回利付国債(20年)	868,000,000	1,022,156,800
第92回利付国債(20年)	912,000,000	1,051,764,000
第93回利付国債(20年)	170,000,000	193,903,700
第94回利付国債(20年)	745,000,000	859,104,200
第95回利付国債(20年)	787,000,000	926,960,080
第96回利付国債(20年)	260,000,000	299,605,800
第97回利付国債(20年)	903,000,000	1,052,013,060
第98回利付国債(20年)	180,000,000	207,376,200
第99回利付国債(20年)	995,000,000	1,145,951,450
第100回利付国債(20年)	510,000,000	593,517,600
第101回利付国債(20年)	673,000,000	801,105,550
第102回利付国債(20年)	850,000,000	1,011,780,500
第104回利付国債(20年)	350,000,000	402,479,000
第105回利付国債(20年)	370,000,000	425,237,300
第106回利付国債(20年)	511,000,000	594,241,900
第107回利付国債(20年)	857,000,000	983,638,890
第108回利付国債(20年)	480,000,000	537,729,600
第109回利付国債(20年)	640,000,000	715,724,800
第110回利付国債(20年)	476,000,000	545,553,120
第111回利付国債(20年)	771,000,000	893,789,460
第112回利付国債(20年)	280,000,000	320,647,600
第113回利付国債(20年)	972,000,000	1,111,345,920
第114回利付国債(20年)	550,000,000	627,786,500
第115回利付国債(20年)	644,000,000	744,348,080
第116回利付国債(20年)	816,000,000	942,235,200
第117回利付国債(20年)	440,000,000	501,670,400
第118回利付国債(20年)	646,000,000	725,722,860
第120回利付国債(20年)	580,000,000	616,841,600
第121回利付国債(20年)	849,000,000	939,248,700
第122回利付国債(20年)	490,000,000	534,859,500
第123回利付国債(20年)	868,000,000	984,624,480
第124回利付国債(20年)	300,000,000	335,826,000
第125回利付国債(20年)	724,000,000	831,043,400
第126回利付国債(20年)	30,000,000	33,506,400
第127回利付国債(20年)	390,000,000	429,717,600
第128回利付国債(20年)	434,000,000	477,018,080
第129回利付国債(20年)	470,000,000	509,470,600
第130回利付国債(20年)	752,000,000	812,949,600
第131回利付国債(20年)	320,000,000	340,812,800
第132回利付国債(20年)	1,117,000,000	1,187,013,560
第134回利付国債(20年)	965,000,000	1,038,098,750
第136回利付国債(20年)	330,000,000	344,275,800
第137回利付国債(20年)	1,012,000,000	1,068,894,640
第138回利付国債(20年)	110,000,000	112,596,000
第140回利付国債(20年)	1,297,000,000	1,365,624,270
第141回利付国債(20年)	1,520,000,000	1,596,471,200
第143回利付国債(20年)	1,400,000,000	1,442,252,000
第144回利付国債(20年)	250,000,000	253,390,000
第145回利付国債(20年)	1,280,000,000	1,336,512,000
第146回利付国債(20年)	1,380,000,000	1,436,028,000
第147回利付国債(20年)	470,000,000	479,771,300
第14回ポーランド共和国円貨債券(2013)	100,000,000	100,044,000
国債証券 小計	201,665,000,000	213,666,495,590



地方債証券	第1回東京都公募公債(20年)	20,000,000	21,614,000	
	第7回東京都公募公債(30年)	10,000,000	11,517,200	
	第8回東京都公募公債(30年)	80,000,000	87,668,000	
	第20回東京都公募公債(20年)	80,000,000	90,389,600	
	第21回東京都公募公債(20年)	80,000,000	91,364,000	
	第22回東京都公募公債(20年)	120,000,000	132,022,800	
	第24回東京都公募公債(20年)	70,000,000	77,026,600	
	第28回東京都公募公債(20年)	100,000,000	101,641,000	
	第630回東京都公募公債	100,000,000	102,828,000	
	第638回東京都公募公債	100,000,000	104,657,000	
	第648回東京都公募公債	100,000,000	105,652,000	
	第666回東京都公募公債	100,000,000	106,224,000	
	第669回東京都公募公債	50,000,000	53,658,000	
	第675回東京都公募公債	100,000,000	106,618,000	
	第676回東京都公募公債	100,000,000	106,118,000	
	第678回東京都公募公債	100,000,000	106,349,000	
	第680回東京都公募公債	100,000,000	106,539,000	
	第681回東京都公募公債	100,000,000	106,599,000	
	第684回東京都公募公債	200,000,000	211,642,000	
	第692回東京都公募公債	100,000,000	106,406,000	
	第693回東京都公募公債	100,000,000	106,617,000	
	第701回東京都公募公債	120,000,000	124,438,800	
	第705回東京都公募公債	70,000,000	72,865,100	
	第717回東京都公募公債	100,000,000	100,044,000	
	第719回東京都公募公債	150,000,000	153,181,500	
	平成18年度第6回北海道公募公債	118,000,000	123,783,180	
	平成19年度第16回北海道公募公債	100,000,000	105,442,000	
	平成19年度第2回北海道公募公債	112,000,000	117,994,240	
	平成19年度第4回北海道公募公債	20,000,000	21,190,600	
	平成20年度第6回北海道公募公債	53,990,000	57,523,105	
	平成21年度第12回北海道公募公債	100,000,000	106,195,000	
	平成21年度第2回北海道公募公債	100,000,000	107,056,000	
	平成22年度第8回北海道公募公債	100,000,000	103,376,000	
	平成24年度第9回北海道公募公債	100,000,000	101,253,000	
	第1回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	118,040,000	
	第2回神奈川県公募公債(20年)	80,000,000	91,990,400	
	第2回神奈川県公募公債(30年)	80,000,000	96,904,800	
	第3回神奈川県公募公債(20年)	100,000,000	114,098,000	
	第139回神奈川県公募公債	127,700,000	132,611,342	
	第152回神奈川県公募公債	110,000,000	116,010,400	
	第162回神奈川県公募公債	140,450,000	150,611,557	
	第165回神奈川県公募公債	54,660,000	58,078,983	
	第170回神奈川県公募公債	100,000,000	106,449,000	
	第176回神奈川県公募公債	128,900,000	135,499,680	
	第5回大阪府公募公債(20年)	100,000,000	112,652,000	
	第74回大阪府公募公債(5年)	100,000,000	100,650,000	
	第279回大阪府公募公債	20,000,000	20,318,200	
	第281回大阪府公募公債	100,000,000	101,926,000	
	第285回大阪府公募公債	50,000,000	51,255,500	
	第300回大阪府公募公債	135,000,000	141,774,300	
	第306回大阪府公募公債	30,000,000	31,750,500	
	第313回大阪府公募公債	100,000,000	105,924,000	
	第314回大阪府公募公債	30,000,000	31,993,800	
	第316回大阪府公募公債	100,000,000	107,078,000	
	第325回大阪府公募公債	53,000,000	56,721,130	
	第326回大阪府公募公債	10,000,000	10,710,800	
第331回大阪府公募公債	100,000,000	106,097,000		
第332回大阪府公募公債	71,600,000	76,699,352		
第334回大阪府公募公債	44,000,000	46,896,960		
第337回大阪府公募公債	110,000,000	117,188,500		
第343回大阪府公募公債	30,000,000	31,072,200		
第348回大阪府公募公債	10,000,000	10,578,500		
第351回大阪府公募公債	100,000,000	104,767,000		
平成21年度第5回京都府公募公債	20,000,000	21,231,000		
平成22年度第5回京都府公募公債	110,000,000	116,350,300		
平成23年度第9回京都府公募公債	110,000,000	114,027,100		
第2回兵庫県公募公債(30年)	40,000,000	44,376,400		
第16回兵庫県公募公債(20年)	100,000,000	103,152,000		
平成17年度第3回兵庫県公募公債	200,000,000	203,002,000		
平成17年度第8回兵庫県公募公債	100,000,000	102,055,000		

平成17年度第9回兵庫県公募公債	100,000,000	102,634,000
平成20年度第5回兵庫県公募公債	50,000,000	53,662,500
平成21年度第1回兵庫県公募公債	20,000,000	21,371,800
平成21年度第25回兵庫県公募公債	100,000,000	106,932,000
平成21年度第3回兵庫県公募公債	90,000,000	96,239,700
平成18年度第2回静岡県公募公債	41,300,000	43,147,762
平成19年度第1回静岡県公募公債	66,900,000	70,450,383
平成20年度第1回静岡県公募公債	14,500,000	15,445,980
平成20年度第4回静岡県公募公債	100,000,000	106,489,000
平成20年度第5回静岡県公募公債	11,000,000	11,706,420
平成21年度第4回静岡県公募公債	52,920,000	56,660,385
平成22年度第6回静岡県公募公債	100,000,000	105,248,000
平成23年度第2回静岡県公募公債(5年)	200,000,000	202,138,000
平成23年度第5回静岡県公募公債	100,000,000	104,969,000
平成18年度第4回愛知県公募公債	110,700,000	115,666,002
平成23年度第17回愛知県公募公債	100,000,000	103,581,000
平成23年度第7回愛知県公募公債	100,000,000	104,569,000
平成25年度第9回愛知県公募公債	40,000,000	40,686,400
平成19年度第2回広島県公募公債	46,050,000	48,909,244
平成20年度第4回広島県公募公債	60,000,000	64,267,200
平成23年度第1回広島県公募公債	100,000,000	105,138,000
平成18年度第3回埼玉県公募公債	107,600,000	112,851,956
平成18年度第5回埼玉県公募公債	62,100,000	65,171,466
平成18年度第7回埼玉県公募公債	112,600,000	118,440,562
平成19年度第3回埼玉県公募公債	39,100,000	41,550,006
平成19年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	105,707,000
平成23年度第1回埼玉県公募公債	100,000,000	106,531,000
平成23年度第4回埼玉県公募公債	100,000,000	105,217,000
平成24年度第6回埼玉県公募公債	100,000,000	101,720,000
平成17年度第5回福岡県公募公債	123,800,000	127,169,836
平成18年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	104,824,000
平成19年度第1回福岡県公募公債(30年)	70,000,000	81,747,400
平成20年度第1回福岡県公募公債(30年)	80,000,000	88,288,800
平成21年度第11回福岡県公募公債	100,000,000	106,774,000
平成22年度第3回福岡県公募公債	100,000,000	104,815,000
平成22年度第5回福岡県公募公債	20,000,000	20,730,200
第9回千葉県公募公債(20年)	80,000,000	86,708,000
平成18年度第1回千葉県公募公債	109,490,000	114,205,734
平成20年度第2回千葉県公募公債	90,000,000	96,130,800
平成20年度第3回千葉県公募公債	80,000,000	85,568,000
平成20年度第5回千葉県公募公債	80,000,000	85,092,000
平成22年度第11回千葉県公募公債	80,000,000	84,594,400
平成22年度第7回千葉県公募公債	100,000,000	103,513,000
平成24年度第6回千葉県公募公債	80,000,000	81,386,400
平成25年度第1回千葉県公募公債	82,500,000	82,033,050
平成21年度第1回新潟県公募公債	23,000,000	24,427,150
平成23年度第1回新潟県公募公債	100,000,000	103,732,000
第27回共同発行市場公募地方債	110,000,000	111,807,300
第28回共同発行市場公募地方債	255,000,000	259,429,350
第32回共同発行市場公募地方債	202,000,000	207,393,400
第33回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,790,000
第34回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,516,000
第35回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,037,000
第38回共同発行市場公募地方債	12,000,000	12,516,840
第45回共同発行市場公募地方債	37,500,000	39,173,250
第47回共同発行市場公募地方債	117,000,000	122,874,570
第50回共同発行市場公募地方債	29,100,000	30,570,714
第52回共同発行市場公募地方債	102,000,000	108,102,660
第53回共同発行市場公募地方債	300,000	317,262
第58回共同発行市場公募地方債	21,000,000	22,161,090
第59回共同発行市場公募地方債	100,800,000	106,380,288
第63回共同発行市場公募地方債	100,000,000	107,294,000
第65回共同発行市場公募地方債	90,000,000	95,725,800
第74回共同発行市場公募地方債	100,000,000	106,902,000
第75回共同発行市場公募地方債	100,000,000	107,359,000
第77回共同発行市場公募地方債	10,000,000	10,696,800
第78回共同発行市場公募地方債	30,000,000	31,864,200
第81回共同発行市場公募地方債	109,500,000	116,018,535
第90回共同発行市場公募地方債	30,000,000	31,462,500
第95回共同発行市場公募地方債	100,000,000	105,876,000

第101回共同発行市場公募地方債	100,000,000	104,104,000	
第104回共同発行市場公募地方債	200,000,000	207,760,000	
第107回共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,678,000	
第109回共同発行市場公募地方債	70,000,000	72,758,700	
第110回共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,624,000	
第114回共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,893,000	
第116回共同発行市場公募地方債	250,000,000	254,122,500	
第117回共同発行市場公募地方債	100,000,000	100,908,000	
平成18年度第1回堺市公募公債	30,000,000	31,456,200	
平成19年度第1回堺市公募公債	100,000,000	105,890,000	
平成18年度第2回熊本県公募公債	84,540,000	88,345,990	
平成24年度第2回熊本県公募公債	50,000,000	50,814,000	
平成22年度第1回新潟市公募公債	54,980,000	57,875,796	
平成23年度第1回浜松市公募公債	38,200,000	39,695,148	
第5回大阪市公募公債(20年)	100,000,000	118,249,000	
平成18年度第6回大阪市公募公債	75,000,000	78,708,000	
平成19年度第4回大阪市公募公債	30,000,000	31,704,300	
平成21年度第6回大阪市公募公債	125,000,000	133,900,000	
平成23年度第10回大阪市公募公債	10,000,000	10,299,200	
第10回名古屋屋市公募公債(20年)	80,000,000	92,263,200	
第477回名古屋屋市公募公債	100,000,000	103,898,000	
第5回京都市公募公債(20年)	50,000,000	58,602,000	
平成17年度第13回神戸市公募公債	111,000,000	114,303,360	
平成18年度第3回神戸市公募公債(20年)	120,000,000	142,818,000	
平成22年度第9回神戸市公募公債(20年)	80,000,000	89,107,200	
第7回横浜市公募公債(20年)	100,000,000	113,684,000	
第17回横浜市公募公債(20年)	80,000,000	90,510,400	
平成17年度第4回横浜市公募公債	17,800,000	18,268,496	
第20回横浜市公募公債(20年)	80,000,000	90,360,000	
平成20年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	107,028,000	
平成24年度第3回横浜市公募公債	100,000,000	100,984,000	
平成24年度第4回横浜市公募公債	100,000,000	101,581,000	
第27回横浜市公募公債(20年)	60,000,000	60,916,200	
平成21年度第5回札幌市公募公債	112,000,000	118,723,360	
平成22年度第8回札幌市公募公債(30年)	80,000,000	88,222,400	
第77回川崎市公募公債	64,500,000	65,858,370	
第82回川崎市公募公債	100,000,000	106,892,000	
平成17年度第3回福岡市公募公債	60,000,000	61,602,600	
平成18年度第6回福岡市公募公債	70,000,000	73,316,600	
平成20年度第5回福岡市公募公債	91,000,000	96,671,120	
平成24年度第1回福岡市公募公債(5年)	13,350,000	13,376,833	
平成24年度第3回福岡市公募公債(5年)	42,500,000	42,577,350	
平成25年度第3回福岡市公募公債(5年)	31,500,000	31,615,920	
平成25年度第4回福岡市公募公債	50,000,000	49,954,000	
平成18年度第1回千葉市公募公債	50,000,000	52,239,500	
平成24年度第2回千葉市公募公債	50,000,000	50,801,500	
平成22年度第1回三重県公募公債	14,600,000	15,237,728	
平成20年度第1回岡山県公募公債	48,700,000	51,805,599	
地方債証券 小計	15,703,730,000	16,587,148,094	
特殊債券			
第10回政府保証日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,024,000	
第11回政府保証日本政策投資銀行	137,000,000	142,267,650	
第21回日本政策投資銀行債券(財投機関債)	100,000,000	100,778,000	
第24回日本政策投資銀行債券(財投機関債)	100,000,000	102,406,000	
第27回日本政策投資銀行債券(財投機関債)	100,000,000	104,730,000	
第46回日本政策投資銀行債券(財投機関債)	50,000,000	52,962,500	
第3回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	308,313,000	
第3回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	102,750,000	
第5回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	133,000,000	137,101,720	
第7回道路債券(財投機関債)	100,000,000	116,597,000	
第8回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	20,000,000	23,435,200	
第9回道路債券(財投機関債)	100,000,000	121,874,000	
第11回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	57,000,000	59,135,790	
第13回道路債券(財投機関債)	100,000,000	113,390,000	
第15回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,886,000	

第16回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	120,000,000	125,605,200	
第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,845,000	
第18回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	30,000,000	34,658,400	
第22回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	130,000,000	144,176,500	
第23回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,533,000	
第23回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	60,000,000	70,030,800	
第25回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	200,000,000	211,384,000	
第32回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	105,511,000	
第40回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	118,937,280	
第40回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	200,000,000	212,194,000	
第41回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	90,000,000	95,020,200	
第41回道路債券(財投機関債)	100,000,000	101,527,000	
第42回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	106,000,000	112,453,280	
第42回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	106,363,000	
第49回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,235,000	
第56回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	56,000,000	58,841,440	
第62回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	34,000,000	36,277,660	
第64回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	56,000,000	59,549,280	
第69回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	115,000,000	122,591,150	
第75回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	159,000,000	167,590,770	
第77回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	123,000,000	129,717,030	
第81回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	227,442,000	
第82回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	110,000,000	117,410,700	
第83回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	50,000,000	53,081,500	
第89回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	79,000,000	83,593,850	
第89回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	102,815,000	
第90回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,439,000	
第92回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,353,000	
第92回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	200,000,000	202,766,000	
第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	139,000,000	146,482,370	
第98回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	210,000,000	222,660,900	
第100回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	100,725,000	
第101回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,411,000	
第101回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	100,699,000	
第103回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	50,000,000	53,046,000	
第106回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	113,089,000	
第110回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	106,200,000	

第112回日本高速道路保有・債務返済機構債券(財投機関債)	100,000,000	101,011,000	
第117回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	104,171,000	
第122回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	115,843,840	
第124回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	71,000,000	74,873,760	
第127回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	110,989,000	
第135回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	91,000,000	95,269,720	
第139回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	60,000,000	62,767,200	
第142回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	122,000,000	126,710,420	
第147回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,781,000	
第148回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	107,139,000	
第149回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	136,000,000	141,135,360	
第157回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	112,000,000	115,258,080	
第159回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	270,000,000	277,792,200	
第161回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,492,000	
第165回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	103,170,000	
第175回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	150,000,000	152,589,000	
第180回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,158,000	
第182回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,989,000	
第190回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	99,780,000	
第339回政府保証道路債券	116,000,000	117,866,440	
第341回政府保証道路債券	100,000,000	101,584,000	
第344回政府保証道路債券	100,000,000	108,036,000	
第346回政府保証道路債券	111,000,000	113,255,520	
第1回政府保証地方公共団体金融機構債券	10,000,000	10,669,000	
第1回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	107,127,000	
第1回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	50,000,000	57,306,000	
第2回政府保証地方公共団体金融機構債券	25,000,000	26,554,250	
第2回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	80,000,000	84,712,800	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	106,843,000	
第3回政府保証地方公共団体金融機構債券(6年)	200,000,000	201,710,000	
第3回公営企業債券(20年)(財投機関債)	20,000,000	20,602,800	
第4回政府保証地方公共団体金融機構債券(4年)	200,000,000	199,680,000	
第5回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	113,434,000	
第5回地方公共団体金融機構債券(5年)(財投機関債)	100,000,000	100,776,000	
第6回公営企業債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	111,946,000	
第7回政府保証地方公営企業等金融機構債券	100,000,000	106,027,000	
第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	48,000,000	51,190,560	
第9回公営企業債券(20年)(財投機関債)	50,000,000	57,682,500	
第10回地方公共団体金融機構債券(5年)(財投機関債)	100,000,000	100,246,000	
第12回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	106,164,000	
第14回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	80,000,000	89,745,600	
第16回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,792,000	
第16回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	80,000,000	85,333,600	
第17回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	100,000,000	106,881,000	
第18回公営企業債券(財投機関債)	100,000,000	102,562,000	
第19回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	50,000,000	52,746,000	
第20回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	105,491,000	

F 2 3 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,515,000	
第 2 3 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	106,459,000	
第 2 3 回地方公共団体金融機構債券(20年)(財投機関債)	250,000,000	257,055,000	
F 2 4 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	70,000,000	76,155,800	
第 2 7 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,611,000	
第 2 9 回政府保証地方公共団体金融機構債券	11,000,000	11,418,880	
第 3 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	50,000,000	52,274,500	
第 3 5 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,110,000	
第 3 7 回政府保証地方公共団体金融機構債券	100,000,000	102,765,000	
第 4 4 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	200,000,000	201,944,000	
第 5 1 回政府保証地方公共団体金融機構債券	150,000,000	152,590,500	
F 1 1 0 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	101,273,000	
F 1 2 3 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,481,000	
F 1 3 1 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	102,047,000	
F 1 4 7 回地方公共団体金融機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,557,000	
第 8 4 9 回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,609,000	
第 8 5 1 回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,571,000	
第 8 5 2 回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,678,000	
第 8 5 6 回政府保証公営企業債券	107,000,000	109,566,930	
第 8 6 0 回政府保証公営企業債券	73,000,000	75,230,880	
第 8 6 1 回政府保証公営企業債券	129,000,000	133,077,690	
第 8 6 4 回政府保証公営企業債券	14,000,000	14,592,760	
第 8 6 6 回政府保証公営企業債券	63,000,000	66,001,950	
第 8 7 0 回政府保証公営企業債券	52,000,000	54,349,360	
第 8 7 9 回政府保証公営企業債券	102,000,000	107,650,800	
第 8 8 3 回政府保証公営企業債券	100,000,000	104,991,000	
第 8 8 4 回政府保証公営企業債券	114,000,000	119,772,960	
第 8 8 5 回政府保証公営企業債券	104,000,000	110,696,560	
第 2 回政府保証公営企業債券(15年)	100,000,000	111,767,000	
第 1 4 回公営企業債券(財投機関債)	150,000,000	152,227,500	
第 2 回政府保証首都高速道路債券	24,000,000	25,060,800	
第 3 回政府保証首都高速道路債券	9,000,000	9,438,930	
第 4 回政府保証首都高速道路債券	179,000,000	188,927,340	
第 1 0 回首都高速道路	100,000,000	100,202,000	
第 1 3 回首都高速道路債券(財投機関債)	100,000,000	101,482,000	
第 2 0 0 回政府保証首都高速道路債券	8,000,000	8,156,480	
第 1 回政府保証阪神高速道路債券	5,000,000	5,160,350	
第 5 回阪神高速道路	50,000,000	50,125,000	
第 6 回阪神高速道路債券(財投機関債)	100,000,000	101,482,000	
第 1 0 回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	90,273,600	
第 1 4 回日本政策金融公庫(財投機関債)	100,000,000	100,313,000	
第 1 5 回日本政策金融公庫(財投機関債)	80,000,000	86,908,000	
第 2 3 回政府保証日本政策金融公庫債券	30,000,000	30,357,900	
第 2 5 回政府保証日本政策金融公庫債券	100,000,000	101,801,000	
第 1 9 0 回政府保証中小企業債券	13,000,000	13,638,820	
第 1 9 1 回政府保証中小企業債券	211,000,000	222,655,640	
第 2 5 回国際協力銀行債券(財投機関債)	200,000,000	207,918,000	
第 2 1 回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	106,531,000	
第 2 3 回政府保証都市再生債券	100,000,000	100,345,000	
第 5 4 回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	100,618,000	
第 6 2 回都市再生債券(財投機関債)	100,000,000	100,035,000	
第 6 5 回都市再生債券(財投機関債)	200,000,000	200,086,000	
第 2 7 回政府保証本州四国連絡橋債券	100,000,000	102,034,000	
第 1 6 回政府保証民間都市開発債券	80,000,000	80,211,200	
第 5 3 回政府保証関西国際空港債券	151,000,000	158,867,100	
第 1 0 回福祉医療機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,708,000	
第 1 1 回政府保証中部国際空港債券	100,000,000	101,682,000	
第 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,707,000	45,730,228	
第 1 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	31,700,000	33,956,723	
第 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,843,000	45,998,815	
第 2 回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	32,726,000	35,364,697	
第 2 回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	104,934,000	
第 4 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	43,202,000	46,591,628	
第 5 回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	27,731,000	29,329,414	

第6回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	28,845,000	31,175,676	
第6回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	42,246,000	45,244,621	
第6回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	34,998,000	37,142,327	
第7回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	29,137,000	31,478,157	
第8回貸付債権担保住宅金融公庫債券	21,391,000	22,335,626	
第8回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	44,151,000	46,965,626	
第8回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	70,000,000	73,783,500	
第9回貸付債権担保住宅金融公庫債券	20,655,000	21,435,552	
第9回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	29,953,000	32,272,260	
第9回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	39,452,000	42,163,930	
第10回貸付債権担保住宅金融公庫債券	44,388,000	45,978,422	
第10回貸付債権担保S種住宅金融公庫債券	30,764,000	33,092,834	
第13回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	48,939,000	52,456,735	
第14回貸付債権担保住宅金融公庫債券	24,848,000	25,984,796	
第14回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	48,141,000	50,609,189	
第16回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	50,572,000	53,132,460	
第17回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	51,555,000	54,337,938	
第18回貸付債権担保S種住宅金融支援機構債券	155,271,000	162,697,611	
第19回貸付債権担保住宅金融公庫債券	28,565,000	30,035,240	
第20回貸付債権担保住宅金融公庫債券	30,383,000	32,327,208	
第21回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	107,497,000	
第30回貸付債権担保住宅金融公庫債券	40,372,000	42,368,395	
第31回貸付債権担保住宅金融公庫債券	88,094,000	92,591,198	
第32回貸付債権担保住宅金融公庫債券	47,172,000	49,551,355	
第33回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	70,640,000	74,816,236	
第35回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	75,614,000	80,193,939	
第36回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	76,908,000	81,291,756	
第37回貸付債権担保住宅金融公庫債券	43,975,000	46,626,252	
第39回貸付債権担保住宅金融公庫債券	42,720,000	45,186,225	
第40回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	83,057,000	85,603,527	
第41回貸付債権担保住宅金融公庫債券	44,414,000	47,570,947	
第42回貸付債権担保住宅金融公庫債券	41,139,000	44,595,087	
第43回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,800,000	89,840,322	
第44回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,079,000	91,182,623	
第45回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	85,218,000	90,304,662	
第45回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	106,056,000	
第47回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	84,778,000	90,548,838	
第48回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	171,436,000	182,795,349	
第49回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,742,000	91,665,475	
第50回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	86,803,000	91,254,257	
第51回貸付債権担保住宅金融公庫債券	41,125,000	44,310,131	
第51回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,068,000	92,452,025	
第52回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	88,944,000	92,573,804	
第53回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	89,397,000	92,859,345	
第56回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	90,600,000	93,790,932	
第57回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	273,528,000	283,539,124	
第59回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,113,000	95,461,307	
第60回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	92,377,000	95,139,996	
第62回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,616,000	95,434,022	
第63回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	93,877,000	95,106,788	
第66回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	95,010,000	96,333,489	
第70回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	96,610,000	99,016,555	
第75回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	80,000,000	87,814,400	
第77回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	30,000,000	32,754,600	
第88回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	106,148,000	
第121回一般担保住宅金融支援機構債券(財投機関債)	130,000,000	138,408,400	
第15回政府保証国民生活債券	98,000,000	99,557,220	
第17回政府保証国民生活債券	41,000,000	42,291,500	
第21回政府保証国民生活債券	2,000,000	2,101,980	
第2回政府保証成田国際空港債券	38,000,000	39,161,660	
第6回沖縄振興開発金融公庫債券(財投機関債)	50,000,000	56,327,500	
い第721号商工債券	100,000,000	100,541,000	
い第723号商工債券	100,000,000	100,520,000	

い第724号商工債券	50,000,000	50,273,500	
い第729号商工債券	100,000,000	101,089,000	
い第733号商工債券	100,000,000	100,889,000	
い第735号商工債券	100,000,000	100,566,000	
い第736号商工債券	100,000,000	100,718,000	
い第745号商工債券	100,000,000	100,455,000	
い第720号農林債券	100,000,000	100,615,000	
い第721号農林債券	100,000,000	100,583,000	
い第725号農林債券	80,000,000	80,292,800	
い第728号農林債券	100,000,000	100,717,000	
い第731号農林債券	100,000,000	101,241,000	
い第734号農林債券	50,000,000	50,497,000	
い第740号農林債券	100,000,000	100,849,000	
い第741号農林債券	100,000,000	100,842,000	
い第744号農林債券	100,000,000	100,543,000	
い第749号農林債券	200,000,000	200,334,000	
い第752号農林債券	150,000,000	150,207,000	
い第760号農林債券	100,000,000	100,459,000	
第244回信金中金債	50,000,000	50,284,000	
第249回信金中金債	100,000,000	100,528,000	
第255回信金中金債	150,000,000	151,804,500	
第257回信金中金債	50,000,000	50,593,000	
第263回信金中金債	100,000,000	100,876,000	
第269回信金中金債	50,000,000	50,314,000	
第270回信金中金債	50,000,000	50,238,500	
第271回信金中金債	100,000,000	100,472,000	
第8号商工債券(10年)	100,000,000	106,662,000	
第149号商工債券(3年)	100,000,000	100,111,000	
第7回国際協力機構債券(財投機関債)	70,000,000	76,476,400	
第11回国際協力機構債券(財投機関債)	30,000,000	31,291,800	
第16回国際協力機構債券(財投機関債)	85,800,000	85,818,018	
第4回政府保証東日本高速道路債券	75,000,000	78,194,250	
第6回政府保証東日本高速道路債券	62,000,000	64,896,020	
第7回政府保証東日本高速道路債券	34,000,000	36,088,280	
第10回政府保証東日本高速道路債券	307,000,000	322,687,700	
第13回政府保証東日本高速道路債券	28,000,000	29,813,840	
第18回東日本高速道路	100,000,000	100,386,000	
第22回東日本高速道路	100,000,000	100,394,000	
第3回政府保証中日本高速道路債券	27,000,000	27,824,850	
第17回政府保証中日本高速道路債券	100,000,000	105,524,000	
第20回政府保証中日本高速道路債券	10,000,000	10,496,000	
第20回中日本高速道路	100,000,000	100,306,000	
第21回中日本高速道路	100,000,000	101,126,000	
第23回政府保証中日本高速道路債券	46,000,000	48,720,900	
第37回中日本高速道路	100,000,000	100,310,000	
第42回中日本高速道路	100,000,000	102,217,000	
第5回政府保証西日本高速道路債券	41,000,000	43,016,380	
第6回政府保証西日本高速道路債券	51,000,000	53,583,660	
第8回政府保証西日本高速道路債券	100,000,000	105,064,000	
第11回政府保証西日本高速道路債券	31,000,000	32,794,900	
第17回西日本高速道路	200,000,000	199,870,000	
第43回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券(財投機関債)	100,000,000	103,545,000	
第5回東京都住宅供給公社債券	100,000,000	105,708,000	
特殊債券 小計	25,347,189,000	26,434,792,782	
社債券			
第344回東京交通債券	100,000,000	108,670,000	
第347回東京交通債券	100,000,000	112,216,000	
第38回関西国際空港	50,000,000	51,696,000	
第23回GEキャピタルコーポレーション	100,000,000	100,203,000	
第8回JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	100,000,000	101,528,000	
第9回JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	100,000,000	102,863,000	
第5回パークレイズ・バンク	100,000,000	101,344,000	
第5回ナショナル・オーストラリア銀行	100,000,000	101,495,000	
第8回ナショナル・オーストラリア銀行	100,000,000	102,943,000	
第5回オーストラリア・コモンウェルス銀行	200,000,000	202,906,000	
第5回ウエストパック・バンキング・コーポレーション	200,000,000	201,946,000	



第7回ウエストバック・バンキング・コーポレーション	100,000,000	101,287,000	
第8回ウエストバック・バンキング・コーポレーション	100,000,000	101,801,000	
第5回オーストラリア・ニューゼaland銀行	100,000,000	100,995,000	
第6回オーストラリア・ニューゼaland銀行	200,000,000	202,824,000	
第9回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	105,901,000	
第17回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	100,507,000	
第23回ラボバンク・ネダーランド	100,000,000	100,108,000	
第4回ウォルマート・ストアーズ・インク	100,000,000	101,077,000	
第2回エイチエスピーシー・バンク・ビーエルシー	100,000,000	101,140,000	
第3回セブン&アイ・ホールディングス	100,000,000	107,138,000	
第8回旭化成	100,000,000	106,295,000	
第48回住友化学	100,000,000	100,960,000	
第14回武田薬品工業	100,000,000	101,027,000	
第3回富士フィルムホールディングス	100,000,000	101,667,000	
第16回ジェイ エフ イー ホールディングス	100,000,000	101,688,000	
第18回豊田自動織機	100,000,000	109,106,000	
第19回豊田自動織機	100,000,000	104,078,000	
第1回日本電産	100,000,000	100,347,000	
第22回三菱重工業	100,000,000	106,336,000	
第1回日本生命2010基金	100,000,000	100,762,000	
第1回B号日本生命2011基金	100,000,000	102,181,000	
第1回明治安田生命2011基金	100,000,000	101,369,000	
第55回日産自動車	100,000,000	100,431,000	
第5回凸版印刷	100,000,000	105,970,000	
第3回大日本印刷	100,000,000	105,698,000	
第48回伊藤忠商事	100,000,000	105,874,000	
第59回三井物産	100,000,000	108,780,000	
第47回住友商事	100,000,000	100,459,000	
第69回三菱商事	100,000,000	107,110,000	
第78回三菱商事	100,000,000	103,874,000	
第7回みずほコーポレート銀行(同順位特約付)	100,000,000	106,269,000	
第8回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	106,592,000	
第9回みずほコーポレート銀行(劣後特約付)	100,000,000	112,388,000	
第20回みずほコーポレート銀行	100,000,000	100,597,000	
第25回みずほコーポレート銀行	100,000,000	101,163,000	
第27回みずほコーポレート銀行	200,000,000	201,518,000	
第28回みずほコーポレート銀行	100,000,000	100,788,000	
第29回みずほコーポレート銀行	100,000,000	100,625,000	
第30回みずほコーポレート銀行	100,000,000	100,225,000	
第7回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	109,660,000	
第8回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	102,120,000	
第9回三菱東京UFJ銀行	200,000,000	227,950,000	
第12回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	106,457,000	
第28回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	106,575,000	
第30回三菱東京UFJ銀行(劣後特約付)	100,000,000	114,545,000	
第87回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	105,354,000	
第121回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	100,769,000	
第124回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	107,184,000	
第126回三菱東京UFJ銀行	200,000,000	201,812,000	
第141回三菱東京UFJ銀行	100,000,000	101,430,000	
第1回三菱UFJ信託銀行(特定社債間限定同順位)	100,000,000	100,434,000	
第5回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	104,189,000	
第6回住友信託銀行(劣後特約付)	100,000,000	119,119,000	
第6回セブン銀行	100,000,000	100,583,000	
第9回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	102,359,000	
第20回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	109,461,000	
第23回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	106,769,000	
第25回三井住友銀行(劣後特約付)	100,000,000	113,316,000	
第53回三井住友銀行	100,000,000	101,143,000	
第54回三井住友銀行	100,000,000	100,764,000	
第57回三井住友銀行	200,000,000	200,372,000	
第5回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	115,626,000	
第6回みずほ銀行(劣後特約付)	100,000,000	105,299,000	
第19回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	100,165,000	
第21回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	100,057,000	
第17回ホンダファイナンス	200,000,000	201,294,000	
第152回オリックス	100,000,000	101,555,000	

第154回オリックス	150,000,000	153,235,500
第157回オリックス	100,000,000	102,364,000
第13回三菱UFJリース	100,000,000	101,179,000
第27回野村ホールディングス	100,000,000	108,412,000
第29回野村ホールディングス	100,000,000	100,717,000
第35回野村ホールディングス	200,000,000	201,678,000
第2回財政融資スタートラスト特定目的会社第1回	100,000,000	106,118,000
第5回三井住友海上火災保険	100,000,000	100,675,000
第87回三菱地所	100,000,000	105,723,000
第98回三菱地所	100,000,000	104,749,000
第105回三菱地所	100,000,000	104,433,000
第114回三菱地所	100,000,000	99,622,000
第7回エヌ・ティ・ティ都市開発	100,000,000	104,379,000
第54回小田急電鉄	100,000,000	102,656,000
第25回京王電鉄	100,000,000	105,555,000
第5回東日本旅客鉄道	100,000,000	109,521,000
第56回東日本旅客鉄道	100,000,000	106,855,000
第58回東日本旅客鉄道	100,000,000	106,509,000
第60回東日本旅客鉄道	100,000,000	106,117,000
第62回東日本旅客鉄道	100,000,000	106,114,000
第83回東日本旅客鉄道	100,000,000	107,910,000
第100回東日本旅客鉄道	100,000,000	101,143,000
第9回西日本旅客鉄道	100,000,000	113,327,000
第56回東海旅客鉄道	100,000,000	110,526,000
第11回東京地下鉄	100,000,000	104,483,000
第5回日本通運	100,000,000	107,729,000
第5回関西高速鉄道	100,000,000	105,148,000
第52回日本電信電話	100,000,000	104,808,000
第59回日本電信電話	100,000,000	107,265,000
第63回日本電信電話	100,000,000	100,130,000
第19回KDDI	100,000,000	104,401,000
第15回エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100,000,000	107,318,000
第20回エヌ・ティ・ティ・ドコモ	100,000,000	100,026,000
第428回東京電力	100,000,000	101,177,000
第459回東京電力	80,000,000	76,912,000
第524回東京電力	200,000,000	191,306,000
第532回東京電力	120,000,000	113,263,200
第534回東京電力	100,000,000	92,086,000
第536回東京電力	100,000,000	93,561,000
第544回東京電力	100,000,000	94,125,000
第546回東京電力	100,000,000	99,459,000
第559回東京電力	60,000,000	53,148,000
第567回東京電力	80,000,000	59,345,600
第407回中部電力	50,000,000	52,314,500
第490回中部電力	70,000,000	73,668,700
第498回中部電力	100,000,000	100,780,000
第499回中部電力	50,000,000	51,385,500
第448回関西電力	100,000,000	106,383,000
第456回関西電力	100,000,000	105,016,000
第473回関西電力	100,000,000	104,535,000
第485回関西電力	100,000,000	101,640,000
第346回中国電力	100,000,000	104,745,000
第374回中国電力	100,000,000	101,792,000
第376回中国電力	100,000,000	100,987,000
第288回北陸電力	100,000,000	105,669,000
第303回北陸電力	100,000,000	101,535,000
第383回東北電力	100,000,000	109,307,000
第445回東北電力	100,000,000	105,878,000
第448回東北電力	100,000,000	105,414,000
第279回四国電力	100,000,000	100,697,000
第383回九州電力	50,000,000	50,671,500
第394回九州電力	100,000,000	105,077,000
第400回九州電力	100,000,000	106,756,000
第408回九州電力	100,000,000	105,809,000
第256回北海道電力	80,000,000	85,470,400
第261回北海道電力	24,000,000	26,093,040
第310回北海道電力	50,000,000	51,743,500
第315回北海道電力	100,000,000	101,371,000
第19回沖縄電力	80,000,000	84,940,800

第19回電源開発	100,000,000	105,282,000	
第21回電源開発	100,000,000	104,731,000	
第29回電源開発	100,000,000	104,944,000	
第9回大阪ガス	100,000,000	110,582,000	
第10回西部瓦斯	100,000,000	101,567,000	
第25回エヌ・ティ・ティ・データ	100,000,000	106,539,000	
社債券 小計	15,894,000,000	16,449,658,240	
合計	258,609,919,000	273,138,094,706	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
(デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成26年2月28日現在

(単位:円)

資産総額	4,067,491,297
負債総額	4,624,205
純資産総額( - )	4,062,867,092
発行済口数	3,741,424,467 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0859 ( 1万口当たり 10,859 )

&lt;参考&gt;

「日本債券インデックスマザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成26年2月28日現在

(単位:円)

資産総額	275,545,456,239
負債総額	4,860,716,400
純資産総額( - )	270,684,739,839
発行済口数	220,053,361,469 口
1口当たり純資産価額( / )	1.2301 ( 1万口当たり 12,301 )

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### （7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成26年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成26年2月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。  
平成26年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

商品分類	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	477	6,809,598
追加型公社債投資信託	18	723,171
単位型株式投資信託	21	430,189
単位型公社債投資信託	5	185,525
合計	521	8,148,482

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### （１）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### （２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度に係る中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。



## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流動資産</b>				
現金及び預金	2	14,298,590	2	22,261,065
有価証券	2	8,000,000	2	8,000,000
前払費用		154,925		159,117
未収入金		13,813		5,504
未収委託者報酬		3,977,324		4,489,181
未収収益	2	42,563	2	47,936
繰延税金資産		339,052		402,791
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		27,621		39,167
流動資産合計		26,883,891		35,434,764
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物	1	281,399	1	270,058
器具備品	1	177,757	1	171,754
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,664,188		1,646,844
<b>無形固定資産</b>				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		881,368		857,424
ソフトウェア仮勘定		402,721		430,432
その他		24		
無形固定資産合計		1,299,937		1,303,679
<b>投資その他の資産</b>				
投資有価証券		14,456,313		15,689,317
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	2	8,500,000	2	3,500,000
長期差入保証金	2	837,456	2	825,804
繰延税金資産		139,650		
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		24,268,591		20,350,294
固定資産合計		27,232,718		23,300,818
資産合計		54,116,609		58,735,583

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
<b>(負債の部)</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	79,079	75,221
未払金		
未払収益分配金	185,817	33,936
未払償還金	1,159,445	1,004,879
未払手数料	2 1,557,726	2 1,761,746
その他未払金	50,899	84,763
未払費用	2 1,174,572	2 1,333,574
未払消費税等	63,602	128,077
未払法人税等	1,532,874	1,686,070
賞与引当金	520,000	594,000
その他	278,521	348,389
流動負債合計	6,602,539	7,050,661
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	119,902	119,776
役員退職慰労引当金	49,735	65,103
時効後支払損引当金	195,228	201,877
繰延税金負債		251,776
固定負債合計	364,866	638,533
負債合計	6,967,405	7,689,194
<b>(純資産の部)</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券	723,054	1,797,355
評価差額金		
評価・換算差額等合計	723,054	1,797,355
純資産合計	47,149,203	51,046,388
負債純資産合計	54,116,609	58,735,583

## (2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		47,476,170		48,411,166
投資顧問料		15,335		13,601
その他営業収益		153,305		138,788
営業収益合計		47,644,812		48,563,556
営業費用				
支払手数料	2	19,292,904	2	19,724,426
広告宣伝費		516,886		543,508
公告費		7,961		1,748
調査費				
調査費		909,999		942,478
委託調査費		9,975,300		10,699,987
事務委託費		306,137		242,537
営業雑経費				
通信費		90,066		89,308
印刷費		400,552		443,177
協会費		40,636		39,963
諸会費		7,593		7,621
事務機器関連費		958,507		971,457
その他営業雑経費		16,396		8,989
営業費用合計		32,522,943		33,715,204
一般管理費				
給料				
役員報酬		202,812		198,915
給料・手当		3,623,556		3,740,875
賞与引当金繰入		520,000		594,000
福利厚生費		520,897		593,073
交際費		26,743		23,259
旅費交通費		153,892		139,968
租税公課		102,255		115,450
不動産賃借料		698,539		699,860
退職給付費用		142,883		162,650
役員退職慰労引当金繰入		22,805		19,007
固定資産減価償却費		481,601		442,844
諸経費		247,162		270,874
一般管理費合計		6,743,148		7,000,782
営業利益		8,378,719		7,847,569

(単位：千円)

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)		第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		153,215		213,088
有価証券利息	2	8,160	2	6,698
受取利息	2	25,661	2	25,684
投資有価証券償還益		1,876		6,072
収益分配金等時効完成分		318,285		412,323
その他		7,856		1,935
営業外収益合計		515,056		665,802
営業外費用				
投資有価証券償還損				8,689
時効後支払損引当金繰入		15,288		16,881
事務過誤費		7,845		186
その他		82		45
営業外費用合計		23,216		25,802
経常利益		8,870,559		8,487,569
特別利益				
投資有価証券売却益		150,103		334,775
特別利益合計		150,103		334,775
特別損失				
投資有価証券売却損		153,276		32,155
関係会社株式売却損		13,563		
投資有価証券評価損		1,925		
固定資産除却損	1	17,034	1	253
その他		412		
特別損失合計		186,212		32,409
税引前当期純利益		8,834,449		8,789,934
法人税、住民税及び事業税		3,510,046		3,441,310
法人税等調整額		175,067		55,499
法人税等合計		3,685,113		3,385,811
当期純利益		5,149,336		5,404,123

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	34,903,313	36,863,331
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計		
当期首残高	42,243,903	44,203,921
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	44,203,921	47,026,806
株主資本合計		
当期首残高	44,466,131	46,426,148
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	46,426,148	49,249,032
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	391,537	723,054

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
評価・換算差額等合計		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
純資産合計		
当期首残高	44,857,668	47,149,203
当期変動額		
剰余金の配当	3,189,318	2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	2,291,534	3,897,185
当期末残高	47,149,203	51,046,388

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## (未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

## (1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

## (2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

## (貸借対照表関係)

## 1.有形固定資産の減価償却累計額

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
建物	208,976千円	233,990千円
器具備品	294,294千円	351,481千円

## 2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
預金	11,773,728千円	19,410,015千円
有価証券	8,000,000千円	8,000,000千円
未収収益	42,563千円	40,120千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	8,500,000千円	3,500,000千円
長期差入保証金	828,908千円	816,823千円
未払手数料	851,491千円	927,107千円
未払費用	135,926千円	148,712千円

## (損益計算書関係)

## 1.固定資産除却損の内訳

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
器具備品	1,144千円	253千円
ソフトウェア	15,890千円	-
計	17,034千円	253千円

## 2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払手数料	10,760,427千円	10,230,968千円
有価証券利息	6,532千円	5,170千円
受取利息	25,661千円	25,684千円



（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	3,189,318千円
1株当たり配当額	25,700円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,581,238千円
1株当たり配当額	20,800円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

### 第27期(平成24年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	14,298,590	14,298,590	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	-
(4) 長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5) 投資有価証券	14,417,413	14,417,413	-
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1) 未払手数料	1,557,726	1,557,726	-
(2) 未払法人税等	1,532,874	1,532,874	-
負債計	3,090,600	3,090,600	-

### 第28期(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	-
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	-
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	-
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	-
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	-
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	-
負債計	3,447,816	3,447,816	-

### (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

#### (4) 長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

#### (5) 投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

#### 負債

#### (1) 未払手数料、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	-	-	-
未収委託者報酬	3,977,324	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	-	8,500,000	-	-
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

第28期（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	-	-	-
未収委託者報酬	4,489,181	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	-	-	-
投資信託	-	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	-	3,500,000	-	-
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第27期(平成24年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,325,285	3,446,474	121,188
	小計	3,325,285	3,446,474	121,188
合計		14,417,413	13,440,240	977,173

第28期(平成25年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,025,331	3,033,767	8,436
	小計	3,025,331	3,033,767	8,436
合計		15,650,417	13,215,757	2,434,660

## 3. 売却したその他有価証券

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	158,639	-	64,792
債券	-	-	-
その他	3,036,630	150,103	88,484
合計	3,195,269	150,103	153,276

第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	7,033,368	334,775	32,155
合計	7,033,368	334,775	32,155

（デリバティブ取引関係）  
重要な取引はありません。

（退職給付関係）

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。  
なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

#### 2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(1)退職給付債務	475,564	382,988
(2)年金資産	198,994	143,462
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	276,569	239,525
(4)未認識数理計算上の差異	156,666	119,749
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	119,902	119,776
(6)退職給付引当金	119,902	119,776

#### 3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1)勤務費用	27,806	26,748
(2)利息費用	8,420	7,087
(3)期待運用収益	4,635	2,984
(4)数理計算上の差異の費用処理額	13,599	27,653
(5)退職給付費用	45,191	58,504
(6)その他	97,692	104,146
(7)合計	142,883	162,650

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

#### 4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（1）退職給付見込額の期間配分方法  
期間定額基準

（2）割引率

第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

（3）期待運用収益率

第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第28期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

（4）数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

#### 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		

繰延税金資産

	557,868 千円	542,460 千円
減損損失	557,868 千円	542,460 千円
投資有価証券評価損	362,665	226,404
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	109,608	140,336
賞与引当金	197,652	225,779
役員退職慰労引当金	17,725	23,202
退職給付引当金	42,783	45,495
減価償却超過額	19,890	10,083
委託者報酬	99,265	124,166
長期差入保証金	21,895	26,203
時効後支払損引当金	69,579	71,948
その他	39,304	48,666
繰延税金資産 小計	1,546,744	1,493,253
評価性引当額	813,923	704,932
繰延税金資産 合計	732,821	788,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	254,118	637,305
繰延税金負債 合計	254,118	637,305
繰延税金資産の純額	478,702	151,015

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)  
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び第28期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
親会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,404,897 千円	未払手数料	285,119 千円	
							事務所の賃借	667,780 千円	長期差入保証金	812,027 千円	
							投資の助言	168,292 千円	未払費用	81,330 千円	
							株式の売却	98,112 千円			
主要株主	(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,371,303 千円	未払手数料	566,371 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	36,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	6,532 千円	未収収益	544 千円
								マルチコーラブル預金の預入	7,000,000 千円	現金及び預金	5,500,000 千円
								マルチコーラブル預金に係る受取利息	24,415 千円	未収収益	2,886 千円
							長期性預金	8,500,000 千円			

## 第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	671,086 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要 株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金 に係る受取 利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
							マルチコーラ ブル預金の預 入	5,500,000 千円	現金及び 預金	10,500,000 千円
							マルチコーラ ブル預金に係 る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円
								長期性預金	3,500,000 千円	

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。



(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等  
第27期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,914,481 千円	未払手数料	285,874 千円

## 第28期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第28期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	379,935.23円	411,339.33円
1株当たり当期純利益金額	41,494.11円	43,547.22円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	第28期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	5,149,336	5,404,123
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	5,149,336	5,404,123
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第29期中間会計期間 (平成25年9月30日現在)	
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	
現金及び預金	23,548,500
有価証券	6,562,983
前払費用	236,694
未収入金	335,237
未収委託者報酬	4,948,498
未収収益	56,552
繰延税金資産	385,903
金銭の信託	30,000
その他	57,563
<b>流動資産合計</b>	<b>36,161,935</b>
<b>固定資産</b>	
<b>有形固定資産</b>	
建物	1 259,238
器具備品	1 174,123
土地	1,205,031
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,638,393</b>
<b>無形固定資産</b>	
電話加入権	15,822
ソフトウェア	1,060,576
ソフトウェア仮勘定	242,958
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,319,357</b>
<b>投資その他の資産</b>	
投資有価証券	16,782,208
関係会社株式	320,136
長期性預金	2,000,000
長期差入保証金	819,880
繰延税金資産	49,612
その他	15,035
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>19,986,873</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>22,944,625</b>
<b>資産合計</b>	<b>59,106,560</b>

(単位：千円)

## 第29期中間会計期間

(平成25年9月30日現在)

## (負債の部)

## 流動負債

預り金		61,657
未払金		
未払収益分配金		63,875
未払償還金		946,113
未払手数料		1,982,655
その他未払金		72,079
未払費用		1,409,174
未払消費税等	2	176,997
未払法人税等		1,913,828
賞与引当金		534,891
その他		400,856
流動負債合計		<u>7,562,129</u>

## 固定負債

退職給付引当金		246,154
役員退職慰労引当金		53,775
時効後支払損引当金		198,603
固定負債合計		<u>498,533</u>

## 負債合計

8,060,662

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		222,096
資本剰余金合計		<u>222,096</u>
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		39,994,517
利益剰余金合計		<u>47,335,107</u>
株主資本合計		<u>49,557,335</u>

## 評価・換算差額等

その他有価証券		1,488,562
評価差額金		
評価・換算差額等合計		<u>1,488,562</u>

## 純資産合計

51,045,897

## 負債純資産合計

59,106,560

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		第29期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬		26,575,676
投資顧問料		53,790
その他営業収益		55,619
営業収益合計		26,685,086
<b>営業費用</b>		
支払手数料		10,846,750
広告宣伝費		330,957
公告費		1,062
調査費		
調査費		486,652
委託調査費		5,888,736
事務委託費		116,669
営業雑経費		
通信費		46,024
印刷費		243,552
協会費		20,030
諸会費		4,256
事務機器関連費		509,881
その他営業雑経費		4,944
営業費用合計		18,499,516
<b>一般管理費</b>		
給料		
役員報酬		103,937
給料・手当		1,649,702
賞与引当金繰入		534,891
福利厚生費		294,158
交際費		10,544
旅費交通費		75,335
租税公課		62,774
不動産賃借料		349,810
退職給付費用		192,772
役員退職慰労引当金繰入		11,027
固定資産減価償却費	1	214,015
諸経費		136,511
一般管理費合計		3,635,481
営業利益		4,550,087

(単位：千円)

第29期中間会計期間	
(自 平成25年4月1日	
至 平成25年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	150,506
有価証券利息	2,185
受取利息	10,693
投資有価証券償還益	1,862
収益分配金等時効完成分	54,825
その他	1,293
営業外収益合計	221,366
営業外費用	
その他	4,535
営業外費用合計	4,535
経常利益	4,766,918
特別利益	
投資有価証券売却益	177,223
特別利益合計	177,223
特別損失	
投資有価証券売却損	34,236
固定資産除却損	462
特別損失合計	34,698
税引前中間純利益	4,909,443
法人税、住民税及び事業税	1,913,166
法人税等調整額	17,360
法人税等合計	1,895,805
中間純利益	3,013,637

## (3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第29期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,131
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
資本剰余金合計	
当期首残高	222,096
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	222,096
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	342,589
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	6,998,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	
当中間期末残高	6,998,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	39,686,216
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,705,336
中間純利益	3,013,637
当中間期変動額合計	308,301
当中間期末残高	39,994,517
利益剰余金合計	
当期首残高	47,026,806
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,705,336
中間純利益	3,013,637
当中間期変動額合計	308,301
当中間期末残高	47,335,107
株主資本合計	
当期首残高	49,249,033
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,705,336
中間純利益	3,013,637
当中間期変動額合計	308,301
当中間期末残高	49,557,335
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,797,355

当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	308,792
当中間期変動額合計	308,792
当中間期末残高	1,488,562
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,797,355
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	308,792
当中間期変動額合計	308,792
当中間期末残高	1,488,562
純資産合計	
当期首残高	51,046,388
当中間期変動額	
剰余金の配当	2,705,336
中間純利益	3,013,637
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	308,792
当中間期変動額合計	490
当中間期末残高	51,045,897



## [重要な会計方針]

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の翌事業年度より一括費用処理することとしております。

## (会計上の見積もりの変更)

数理計算上の差異は、従来、発生年度の従業員の平均支払期間内の一定の年数(8年)により費用処理しておりましたが、当中間会計期間において、平均支払期間が8年を下回ったことから、数理計算上の差異を一括費用処理する方法に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ108百万円減少しております。

## (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

## (4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## [注記事項]

## (中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

第29期中間会計期間 (平成25年9月30日現在)	
建物	245,895千円
器具備品	349,802千円

## 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額

第29期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
有形固定資産	39,230千円
無形固定資産	174,785千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第29期中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

## 2. 配当に関する事項

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	2,705,336千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	21,800円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

## (金融商品関係)

第29期中間会計期間(平成25年9月30日現在)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	23,548,500	23,548,500	-
(2) 有価証券	6,562,983	6,562,983	-
(3) 未収委託者報酬	4,948,498	4,948,498	-
(4) 長期性預金	2,000,000	2,000,898	898
(5) 投資有価証券	16,743,308	16,743,308	-
資産計	53,803,291	53,804,190	898
(1) 未払手数料	1,982,655	1,982,655	-
(2) 未払法人税等	1,913,828	1,913,828	-
負債計	3,896,483	3,896,483	-

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2)有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託は基準価額によっております。

## (4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

## (5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

## (1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額38,900千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## （注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## （有価証券関係）

第29期中間会計期間（平成25年9月30日現在）

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	11,667,373	9,779,767	1,887,605
	小計	11,667,373	9,779,767	1,887,605
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	5,638,918	5,667,796	28,877
	小計	5,638,918	5,667,796	28,877
合計		17,306,292	15,447,564	1,858,727

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額38,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## （デリバティブ取引関係）

重要な取引はありません。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第29期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第29期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 (平成25年9月30日現在)
1株当たり純資産額	411,335.37円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	51,045,897
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	51,045,897
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	124,098

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	24,284.33円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	3,013,637
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	3,013,637
普通株式の期中平均株式数(株)	124,098

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成25年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ジャパンネット銀行	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	11,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社荘内銀行	7,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社南都銀行	29,249 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福岡銀行	82,329 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社親和銀行	36,878 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社熊本銀行	33,847 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エース証券株式会社	8,831 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
SMB C日興証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	7,425 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成26年2月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.0%(62,050株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は25.0%(31,023株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
  - ・当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
  - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
  - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
  - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
  - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年3月5日

三菱UFJ投信株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているeMAXIS 国内債券インデックスの平成25年1月29日から平成26年1月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、eMAXIS 国内債券インデックスの平成26年1月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋口 誠之	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。